

議 事 日 程

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 請願第 1号 | 「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願 |

《平成28年11月29日》

平成28年第8回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年11月29日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の提出案件要旨説明
日程第 4 議案第 1号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第 2号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
日程第 6 議案第 3号 平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）
日程第 7 議案第 4号 平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 8 議案第 5号 平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 9 請願第 1号 「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願
-

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

《平成28年11月29日》

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員長	新山 史賢 君
代表監査委員	村瀬 光明 君		

◎説明員

副町長	広井 澄夫 君	財政課長	大堀 聡 君
総務部長	加藤 俊之 君	水道課長	久保 英之 君
民生部長	松橋 行雄 君	会計管理者	荒井 正教 君
経済部長	鈴木 光男 君	生田原総合支所長	平間 敏春 君
経済部技監	内野 清一 君	丸瀬布総合支所長	只野 博之 君
総務課長	舟木 淳次 君	白滝総合支所長	村上 裕和 君
企画課長	佐藤 祐治 君	教育長	河原 英男 君
教育部長	小野寺 健 君	総務課長	大貫 雅英 君
監査委員事務局長	伯谷 和昭 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江 陽一郎 君	庶務・議事担当係長	小玉 美紀子 君
事務局主幹	渡邊 亮司 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成28年第8回遠軽町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成28年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第8までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、佐藤議員、杉本議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました、平成28年第8回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の提出案件要旨説明

○議長(前田篤秀君) 日程第3 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) ー登壇ー

平成28年第8回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

次に、議案第3号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)について御説明申し上げます。

歳入については、繰越金を補正するものです。

歳出については、職員の給与改定に伴う人件費等を計上したところ です。

議案第4号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)及び議案第5号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)については、職員の給与改定に伴う人件費を計上したところ です。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 議案第1号から日程第8 議案第5号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第4 議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第5 議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について、日程第6 議案第3号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)、日程第7 議案第4号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)、日程第8 議案第5号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)、以上、議案5件は関連がありますので、一括して議題といたします。

《平成28年11月29日》

上程の順により、提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法に費用決定に関する原則が定められており、本町の職員給与につきましても、地方公務員法の規定に基づき改定をしてきたところであります。

本年度の給与改定に当たっても、国家公務員の給与改定状況及び総務省の給与改定通知等を考慮し給与を改定するため、本条例を定めるものです。

改定の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）。

第26条、勤勉手当につきましては、平成28年12月期における勤勉手当の支給率の改定でありまして、一般職の支給率につきましては、第26条第2項第1号「100分の80」を「100分の90」に改定し、年間支給率を1.6月から1.7月に引き上げるものです。

再任用職員の支給率につきましては、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改正し、年間支給率を0.75月から0.8月に引き上げるものです。

改定は、いずれも平成28年12月から適用するものです。

別表第1につきましては、給料月額額の改定に伴う一般職給料表の改定でありまして、改定率は平均0.2%で、高卒、大卒などの新規採用職員、若年層については1,500円、その他職員については400円を基本に、一般職給料表のとおり改定をするものです。

改定は、平成28年4月からさかのぼって適用するものです。

5ページをご覧ください。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）。

第11条、扶養手当につきましては、第2項第2号中「及び孫」を削り、第3号に「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を加えるなど、扶養親族を見直すとともに、第3項で前項第1号の配偶者に係る扶養手当を1万3,000円から6,500円に、第2号に規定する子について、6,500円を1万円に、職員に配偶者がいない場合は、1人について1万1,000円を6,500円に改定をするものです。

第12条は、新たに職員となったものに扶養親族がある場合又は扶養親族となる事実が生じた場合の扶養手当の改定について規定をするものです。

改定は、平成29年度から段階的に実施をするものです。

《平成28年11月29日》

6ページの第26条、勤勉手当につきましては、平成29年度以降の勤勉手当の支給率の改定でありまして、一般職の勤勉手当の支給率につきましては、第26条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改定するものです。

再任用職員の勤勉手当の支給率につきましては、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改定をするものです。

8ページをお開きください。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）であります。

第11条、扶養手当につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの特例でありまして、第3項で配偶者らに係る扶養手当を1万円に、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について8,000円に、職員に配偶者、扶養親族たる子がない場合について9,000円に改定をするものです。

第12条は、新たに職員となったものに扶養親族がある場合又は扶養親族となる事実が生じた場合の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの特例について規定をするものです。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、平成28年12月1日から施行。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行することを規定していません。

第2項では、第1条による改正後の規定は、平成28年4月1日から適用することを規定しています。

第3項は給与の内払を、第4項は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例、第5項は規則への委任を規定しております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

次に、議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の給与改定に鑑み、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

この条例につきましては、第1条から第6条までの規定により、遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例、旧遠軽町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の三つの条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。

1ページにつきましては議会議員の期末手当、2ページにつきましては町長、副町長及び教育長の期末手当、3ページにつきましては旧教育長の期末手当の支給割合の改定であ

《平成28年11月29日》

ります。

改正の内容につきましては、議会議員、町長、副町長及び教育長とも同様でありますので、1ページにより御説明をいたしますので、1ページをご覧ください。

上段の遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第1条関係）につきましては、平成28年12月期における期末手当の改定でありまして、12月に支給する期末手当の支給割合「100分の217.5」を「100分の227.5」に改定し、年間支給割合を4.2月から4.3月に引き上げるものです。

下段の遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第2条関係）につきましては、平成29年度以降の期末手当の改定でありまして、6月に支給する期末手当の支給割合「100分の202.5」を「100分の207.5」に、12月に支給する期末手当の支給割合「100分の227.5」を「100分の222.5」に改定をするものです。

別紙に戻りまして、附則として、平成28年12月1日から施行。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成29年4月1日から施行することを規定しています。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第3号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ896万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億8,343万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に896万4,000円を追加し、総額を1億1,135万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計176億7,447万円に896万4,000円を追加し、総額を176億8,343万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費に39万円を追加し、総額を8,454万2,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に847万5,000円を追加し、総額を31億6,562万1,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に9万9,000円を追加し、総額を16億2,195万7,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計176億7,447万円に896万4,000円を追加し、

《平成28年11月29日》

総額を歳入歳出同額の176億8,343万4,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議員報酬及び期末手当等39万円につきましては、期末手当の支給割合の改定により、議員期末手当を追加するものです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費16万7,000円につきましては、期末手当の支給割合の改定により特別職期末手当を追加するものです。

職員人件費830万8,000円につきましては、給与改定により一般職給81万8,000円、勤勉手当749万円を追加するものです。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、上水道事業の推進9万9,000円につきましては、水道事業会計予算の補正に伴い、水道事業会計繰出金を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金896万4,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第4号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第2条は、遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益に9万9,000円を追加し、総額を5億5,547万4,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用に100万7,000円を追加し、総額を5億1,429万9,000円とするものです。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費8,819万6,000円を8,920万3,000円に改めるものです。

次ページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュフロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金1節一般会計負担金9万9,000円の増額は、給与改定に伴う一般会計繰入金の追加であります。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費18万2,000

《平成28年11月29日》

0円の増額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴い人件費を追加するものです。

2目配水及び給水費18万1,000円の増額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴い人件費を追加するものです。

3目総係費64万4,000円の増額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、昇格及び給与改定に伴う人件費を追加するものです。

続きまして、議案第5号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は、遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきまして、第1款下水道事業費用第1項営業費用に55万8,000円を追加し、総額9億4,441万1,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費5,679万2,000円を5,735万円に改めるものです。

次ページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュフロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費25万円の増額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴い人件費を追加するものです。

2目処理場費15万1,000円の増額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴い人件費を追加するものです。

3目総係費15万7,000円の増額は、2節手当から3節賞与引当金繰入額まで、給与改定に伴い人件費を追加するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案5件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

《平成28年11月29日》

次に、議案第3号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款総務費、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款衛生費、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

19款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページから6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います

質疑は、実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出の支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、議案5件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案5件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

《平成28年11月29日》

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成28年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成28年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10時40分まで暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時37分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

◎日程追加の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。

日程第9は緊急を要しますので、地方自治法第102条第6項の規定により、急施事件と認め、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

《平成28年11月29日》

◎日程第9 請願第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 請願第1号「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

局長をして請願書を朗読させます。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 請願文書表。

請願第1号。

受理年月日、平成28年11月24日。

件名、「現行の介護保険サービスの継続と介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出を求める請願。

敬称は省略させていただきます。請願者は、北見市常磐町5丁目7-5、オホーツク勤医協労働組合執行委員長古川太一。

紹介議員は、岩澤武征であります。

なお、請願の要旨等につきましては、写しを配付しておりますので、省略させていただきます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 紹介議員の方で補足説明があれば伺いたいと思います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 特に詳しい説明ということではなくて、この意見書の内容については、読んでいただければわかると思いますが、介護を受けている人たちが、本当に遠軽町の受けている人たちにとっても大きな影響を受ける今度の改定の、年明けから本格審議が始まるのだそうですが、この意見書についても慎重に審議されて、ぜひ採用されたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

請願第1号について、なお審査の必要があると思いますので、民生常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は民生常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

《平成28年11月29日》

以上で、平成28年第8回遠軽町議会臨時会を閉会します。

午前10時40分 閉会

《平成28年11月29日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 岡 田 篤 秀

署 名 議 員 佐 藤 昇

署 名 議 員 松 本 信 一